

令和6年度 上川町住宅リフォーム等補助金のご案内

町内業者（上川町内に主たる事業所（本社、本店等）を有する事業者（個人事業者を含む））が施工し、住宅リフォーム等に該当する工事で、所定の手続き後に着手し2025年2月末日までに工事が完了できる工事に対して補助をします。

※ 申し込み時点で完了している工事や、補助申請手続きが終わる前に着工する工事は対象となりませんので、ご注意ください。

※ 新・省エネ設備以外の住宅に固定されない物品等の取り付け工事は対象となりません。町の予算に限りがありますので、申請が多い場合は途中で打切ることがあります。

○補助対象者等

次の要件すべてに該当する方が対象となります。

(1)	上川町内にお住まいで住民登録を有する方。ただし、解体住宅の場合は、住宅の所有者とします。
(2)	町税等について、世帯の全員が滞納ないこと。
(3)	補助対象住宅に居住しており、その住宅の所有者である方。ただし、解体工事の場合は、空き家を対象としていますので、居住をしていない住宅が対象となります。
(4)	一般リフォームは、総所得金額が800万円以下の方。

※ 申請可能な回数は、同一住宅及び同一のものにつき1回です。ただし、バリアフリーリフォームの場合は、身体状況に応じて年1回を限度に1回以上の補助を受けられる場合があります。このような場合については、下記のお問い合わせ先まで、ご相談ください。

○対象住宅リフォーム等（裏面をご覧ください。）

○募 集 期 間

2024年6月3日（月）から2024年9月30日（火）

上記募集期間内に、「上川町住宅リフォーム等補助金交付申請書」に関係書類を添付し必要事項を記入のうえ、2部を上川町建設水道課建設管理グループ建設管理係まで提出してください。

○詳しいことは、建設水道課建設管理グループにお問い合わせ下さい。

TEL 01658-2-4060（直通）

上川町住宅リフォーム等補助金交付内訳

区 分	補助対象事業	補助対象経費・補助額
一般リフォーム	建築後20年以上を経過した建築物のリフォーム等	補助対象経費が50万円以上の工事で、3分の1以内30万円を上限
特別リフォーム等		
エコリフォーム		
エコ住宅改修	床、屋根、天井及び壁の断熱改修工事で、共同住宅以外の住宅では対象部位全体を改修する	補助対象経費の3分の1以内で、20万円を上限
新・省エネルギー設備改修	住宅用太陽光発電設備・地中熱ヒートポンプ・エコジョーズ・エコキュート等で、寒冷地仕様、未使用品（中古品は対象外）であるもの	補助対象経費の10分の1以内で、2万円～20万円を上限
木質ペレットストーブ	暖房機本体に燃料タンクを装備しているものなど	購入、設置費用補助対象経費の10分の1以内、5万円を上限
バリアフリーリフォーム	(1)便所、浴室、居室、玄関等に手摺取付、床段差を解消等工事 (2)車椅子で容易に移動するため等に通路等の幅を拡張する工事	補助対象経費が10万円以上の工事で、3分の1以内、20万を上限
耐震改修工事	昭和56年5月31日以前に着工された木造建築物で、耐震改修の促進に関する法律の規定等に適合した工事	補助対象経費が100万円以上の工事で、5分の1以内、50万円を上限
解体工事	町内に建設されている住宅等で解体工事着工時において建築後35年以上を経過した住宅等で町長が必要と認める建築物	補助対象経費が50万円以上の工事で、3分の1以内、30万円を上限
融雪槽等設置工事	融雪槽・融雪機（地中に埋設する固定式のもの）・ロードヒーティング・玄関通路カバードウォーク等	補助対象経費が50万円以上の工事で、3分の1以内、20万円上限
浄化槽設置整備工事	上川町公共下水道認可区域を除く町内全域において、浄化槽法第2条第1号に規定する浄化槽を設置する工事	補助対象経費が50万円以上の設置工事で、3分の1以内、50万円を上限
ブロック塀の撤去及び改修	ブロック塀撤去工事地盤からの高さが80cm以上のブロック塀を撤去若しくは改修する工事	1mにつき5千円とし、10万円を上限とする。
その他必要と認められる工事		その他特に町長が認めた費用額